

多摩26市におけるまちづくり準備会の認定基準

資料2-2

	まちづくり準備会認定要件										必要書類																															
	活動目的に関する規定				区域に関する規定	活動内容等に関する規定					活動計画書	活動区域図	構成員名簿	会則、規約等																												
	活動目的等 が条例の基本 理念(趣旨) に則している こと	政治的活動 等を目的と していない こと	特定の者に 利害を及ぼ すものでは ないこと	営利目的と していない こと	活動対象地区を定めて いること	活動の計画 を定めている こと	構成員数 (最低数)	会則、規約 等を定めて いること	代表者を決 定している こと	地区住民の 参加の機会 が保障され ていること																																
八王子市	-	○	○	-	○	-	5人	○	○	○	○	○	○	○																												
立川市																																										
武蔵野市															○	-	-	-	○	○	3人	-	○	-	○	○	○	-														
三鷹市																																										
青梅市																																										
府中市																																										
昭島市																																										
調布市	-	-	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	○	-																												
町田市																																										
小金井市															-	-	-	-	○	○	5世帯	○	-	-	○	○	○	○														
小平市															-	○	○	-	○	○	5人	○	○	-	○	○	○	○														
日野市															-	-	-	-	○	-	3人	-	○	-	-	○	○	-														
東村山市																																										
国分寺市																																										
国立市																																										
福生市																																										
狛江市	-	-	-	-	○	-	3人	-	○	-	-	○	○	-																												
東大和市																																										
清瀬市																																										
東久留米市																																										
武蔵村山市	○	○	-	○	○	-	3人	○	○	-	-	-	○	○																												
多摩市	-	-	-	○	-	○	5人	○	-	○	○	-	○	-																												
稲城市																																										
羽村市																																										
あきる野市																																										
西東京市																																										